

製造所等において行われる変更工事に係る取り扱い

(昭和62年3月13日付札消指導第36号)

改正(平成3年4月11日付札消指導第31号)

改正(平成9年5月10日付札消指導第64号)

改正(平成13年12月12日付札消指導第617号)

改正(平成14年8月26日付札消指導第39号)

法第11条第1項本文後段の規定による許可を要しない変更工事として取り扱う範囲とその工事に係る具体的な取り扱いについて、次のとおり定める。

1 基本的事項

法第10条第4項の規定する位置、構造及び設備の技術上の基準（以下「基準」という。）の内容と関係が生じない又は保安上の問題を生じさせない変更工事（以下「軽微な変更工事」という。）については、変更許可を要しないものとする。

ただし、変更工事が基準の内容と関係が生じるか確認するため、変更工事の形態に応じて、札幌市危険物規制規則（以下「市危則」という。）第11条の規定による軽微な変更の届出（以下「変更届出」という。）による確認を実施するものとする。

2 具体的運用に関する事項

- (1) 変更工事のうち、工事の内容が極めて軽微であり、軽微な変更工事であることが明白であるものについては、変更届出の提出を必要としないものとする。
- (2) 基準の内容と関係が生じるかどうか確認する必要があるものについては、変更届出により工事の内容を確認し、基準の内容と関係が生じない若しくは保安上の問題を生じさせないものである場合は、軽微な変更工事とする。
- (3) 基準の内容と関係が生じない軽微な変更工事の範囲については、別添「製造所等において行われる変更工事に係る取り扱い表」によるものとする。
- (4) 保安上の問題を生じさせないものと判断するための要件は、次のとおりとする。
 - ア 製造所等の許可に係る危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更がないこと。
 - イ 位置に係る技術上の基準に変更がないこと。
 - ウ 建築物又は工作物の技術上の基準のうち、防火上又は強度上の基準に変更がないこと。
 - エ 可燃性蒸気又は可燃性微粉の滞留するおそれのある範囲の変更がないこと。
- (5) 工事の形態により、変更許可を要する工事と変更届出を必要とする工事とが同時に行われる場合には、変更許可申請書に軽微な変更工事の資料を添付して提出しても差しつかえないものとする。
- (6) 軽微な変更工事のうち、溶接、溶断等火花を発する器具等を使用する工事、タンク清掃等災害発生のおそれのある作業等であって、安全対策上仮設防火壁等を設置して行う場合には、事前に市危則第16条の規定による「製造所等における危険作業の届出」の提出を必要とするものとする。

第1－1 製造所等において行われる変更工事に係る取り扱い

3 その他必要な事項

- (1) 軽微な変更工事については、完成検査を必要としないものとする。ただし、必要に応じ変更届出に基づく確認を行うものとする。
- (2) 予防規程を定めなければならない製造所等において、軽微な変更工事を実施した場合は、危険物の規制に関する規則第60条の2第1項第13号の規程により、関係図書にその実施日、内容等を記録し保存するものとする。
なお、予防規程を要しない製造所等においても、軽微な変更工事を実施した場合は、同様することが望ましい。

4 用語の定義

(1) 変更工事の区分

変更工事は、「取替」、「補修」、「撤去」、「増設」、「移設」及び「改造」に区分する。

(2) 取替等の定義

ア 取替

製造所等を構成する機器・装置等を既設のものと同等の種類、機能・性能等を有するものに交換し、又は造り直すことをいい、「改造」に該当するものを除く。

イ 補修

製造所等を構成する機器・装置等の損傷箇所等の部分を修復し、現状に復することをいい、「改造」に該当するものを除く。

ウ 撤去

製造所等を構成する機器・装置等の全部又は一部を取り外し当該施設外に搬出することをいう。

エ 増設

製造所等に新たに機器・装置の設備を設置することをいう。

オ 移設

製造所等に新たに機器・装置の設置位置を変えることをいう。

カ 改造

現に存する製造所等を構成する機器・装置等の全部又は一部を交換、造り直し等を行い当該機器・装置等の構成、機能・性能を変えることをいう。